

基金条例の改正について

基金から一般会計の歳入に繰り入れて運用する規定を廃止
 決算剰余金の1/2を減債基金に編入する規定を整備し、府債償還財源の確保等をルール化
 編入した決算剰余金は、これまでの減債基金からの借入れの返済に充てることを可能にする

